



- (5) クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

#### 18. 特別補償

- (1) 当局は、第16項に基づく当局の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款特別補償規程に従い、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、旅行者1名につき以下の支払いを行います。  
ただし、現金、クレジットカード、貴重品、その他貴重品に準ずるもの、眼鏡、コンタクトレンズ、撮影済みのフィルム、HDD、CD-ROM、USBメモリ等の記憶装置内のデータ(記録媒体自体は補償対象)、その他当局が定める品目について補償しません。
- | ■ 補償金 (おひとり) | 補償項目         | 支払額                           |
|--------------|--------------|-------------------------------|
|              | 死亡補償金        | 1,500万円                       |
|              | 入院見舞金        | 入院日数により2万円～20万円               |
|              | 通院見舞金        | 1万円～5万円                       |
|              | 携行品にかかる損害補償金 | 15万円を限度。※一人又は一対についての補償限度は10万円 |
- (2) 契約書面において、当局の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはしません。
- (3) 当局の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施されるオプションツアーのうち、当局が主催するものについては、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- (4) 当局が本項(1)に基づく補償金支払い義務と第16項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。傷害の程度、その原因となった事故の概要等について、当局に対し、事故の日から30日以内に報告しなければなりません。

#### 19. 旅程保証

- (1) 当局は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(サービスの提供が行われているにも関わらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの。但し、次の①・②の変更を除く)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。(お客様の同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供とすることがあります。)ただし、旅行サービスの提供を受けた日時及び順序の変更は対象外となります。
- ① 次に掲げる事由による変更の場合は、当局は変更補償金を支払いません。
- ①-1 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体への安全確保のため必要な措置としての変更。
- ①-2 第11項、第12項までの規定により契約が解除された部分に係る変更。
- ② 当局が一つの契約に基づきお支払いする変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者1名に対して支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当局は、変更補償金を支払いません。

#### 20. 国内旅行保険への加入について

- (1) ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを補償するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、当局にお問い合わせください。

#### 21. 旅行条件・旅行代金の基準期日

- (1) この旅行条件の基準日は、**2019年1月1日**です。また、旅行代金は、**2019年1月1日**現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

#### 22. 個人情報のお取り扱いについて

- (1) 当局は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当局では以下の事由にて個人情報を利用させていただくことがあります。
- ① 当局の旅行契約上の責任、事故時の費用等を補償する保険手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物等の便宜のため。
- ② 当局、販売店及びこれらと提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。
- ③ 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。
- ④ アンケートのお願い。
- ⑤ 特典サービスの提供。
- ⑥ 画像データ等は、お客様の事前承諾なしに、第三者へ開示されることはありません。
- (2) 当局は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いします。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当局が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当局に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (3) 当局が取得する個人情報は、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、住所、メールアドレス、その他コースにより当局が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲のお客様の個人情報とします。また介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当局が可能な範囲内でこれに該当する(又は応じられない旨の回答をする)目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがあります。これは当局が手配等をするうえで必要な範囲内とします。
- (4) 当局が本項(2)の個人情報を取得することについてお客様の同意を得られない場合は、当局は、契約の締結に応じられないことがあります。
- (5) 当局は、お申し込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、その他手配をするために必要な範囲内の情報を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供します。
- (6) 当局が保有するお客様の個人データの開示、その内容の訂正、追加若しくは削除、又はその利用の停止、消去若しくは第三者への提供の停止をご希望の方は、必要となる手続きについてご案内しますので、下記のお問い合わせ窓口までお申し出ください。その際、法令及び当局内規に従い、遅滞なく必要な措置を取らせていただきます。また、ご希望の全部又は一部に応じられない場合はその理由をご説明します。

#### <個人情報に関するお問い合わせ>

- ① 情報の取り扱いに関するお問い合わせは、当局までお申し出ください。Tel:026-261-0300(月～金 8:30～18:00)
- ② お客様は、当局との個人情報に関する苦情について、当事者間で解決ができなかった場合は、下記の協会に、その解決について助力を求めるとの申し出をすることができます。
- 一般社団法人 全国旅行業協会(ANTA)長野県支部 Tel:026-235-0109(月～金 9:00～17:00)

#### 23. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜を図るため土産物店のご案内がありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当局では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
- (3) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。
- (4) ご集合時刻は厳守してください。集合時刻に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- (5) 事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当局はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (6) 当局はいかなる場合も旅行の再実施はしません。
- (7) 旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引主任者です。このご旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく下記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。
- (8) 旅行地の安全衛生情報及びその取得方法は、詳しくは、当局ホームページをご覧ください。か、又は当局へお問い合わせください。

旅行企画・実施 長野県知事登録旅行業第3-593 (一社)全国旅行業協会正会員  
一般社団法人信州千曲観光局  
〒389-0821 長野県千曲市上山田温泉二丁目12番地10  
募集型企画旅行実施可能区域  
千曲市 長野市 上田市 坂城町 麻績村 筑北村  
総合旅行業務取扱管理者 近藤 弘之

お客様署名欄  
旅行条件書(全文)を確認しました。 氏名 \_\_\_\_\_